

9月26日、カナダ政府は、カナダにおける新型コロナウイルスに係る水際・渡航措置の10月1日からの解除について発表しました。

●9月26日、カナダ政府は、10月1日より、新型コロナウイルスに係るすべての入国制限及びカナダに入国する人の検査、検疫及び隔離の要件を撤廃することを発表した。

●10月1日より、国籍に関係なく、すべての旅行者が以下を行う必要が無くなる。

- ・ ArriveCAN アプリまたはウェブサイトを通じて公衆衛生情報を提出すること
- ・ ワクチン接種証明書の提出
- ・ 到着前または到着後の検査
- ・ 新型コロナウイルス関連の検疫または隔離を行うこと
- ・ カナダに到着後、新型コロナウイルスの症状や徴候が現れた場合の監視と報告。

●既存の渡航要件は撤廃され、10月1日以降、旅行者は以下を要求されなくなる。

- ・ 航空機及び鉄道での渡航に向けたへの健康診断の実施
- ・ 航空機及び鉄道でのマスク着用

●クルーズに関する措置は解除され、旅行者は搭乗前の検査、ワクチン接種、ArriveCAN の利用が不要になる。

●航空会社は、搭乗前に旅行者が ArriveCAN に情報を入力したことを確認する必要は

ない。

●10月1日時点で、10月1日より前の14日以内間にカナダに入国した旅行者は、残りの検疫や隔離、検査要件を完了させる必要はない。

●パンデミックはまだ終わっておらず、今秋に再び患者が発生する可能性や、新たな懸念される変異株が発生する可能性も残されているため、推奨されるワクチン接種（対象者にはブースター接種を含む）を継続するとともに、手洗いなどの個人防御の習慣、風通しの悪い場所や人混みでの高品質でフィット感の高いマスクの着用、症状がある場合の自宅待機などを継続することが重要。

詳細については、下記のカナダ政府のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2022/09/government-of-canada-to-remove-covid-19-border-and-travel-measures-effective-october-1.html>

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2022/09/covid-19-border-measures.html>

在バンクーバー日本国総領事館

電話：1-604-684-5868

メール：consul@vc.mofa.go.jp